

1. 私道整備補助金交付規則改正の目的及び現行の要件について

私道整備補助金交付規則改正の目的

改正民法において共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化が示されたことに伴い、所有者同意に関する補助金交付の要件について整合を図るために本規則を改正する。

現行の私道整備補助金交付規則の所有者同意に関する要件

**私道所有者全員の同意を原則**としつつも、反対者や態度保留者がいないこと、且つ共有者の一部が所在不明などの場合には、残りの共有者の全ての同意があり、これが所在不明者などを含む所有者全員の持分の過半数を満たすことを補助金交付の要件としている。

2. 本規則に関する改正民法の概要について

共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化

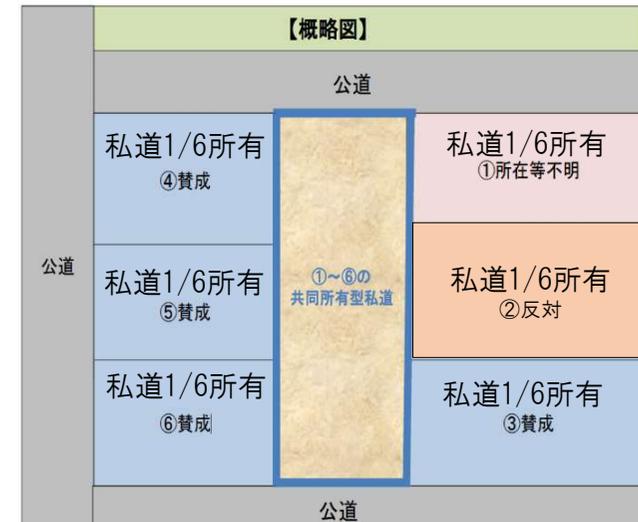
共有物に変更を加える行為であっても、※<sup>1</sup>形状又は効用の著しい変更を伴わないもの（※<sup>2</sup>軽微変更）については、持分の価格の過半数で決定することができることとなった。

【改正民法における共有物の変更・管理の整理】

管理の種類	根拠条文	同意要件	具体例	
変更（軽微以外）	民251 I	共有者全員	側溝新設など	
管理	変更（軽微）	民252 I	持分の過半数	アスファルト舗装 側溝再設置など
	管理（従来）	民252 I	持分の過半数	賃貸借契約の締結など

3. 本規則改正により補助金交付対象となる具体例について

例：砂利道の新設アスファルト舗装



現行の私道整備補助金交付規則の場合

○反対者がいるため舗装ができないことから補助金交付対象とできない



民法改正を受けて

私道整備補助金交付規則改正後の場合

○過半数の同意が得られていることから舗装ができるようになり、補助金交付対象とできる

今後の予定

- ◆民法改正の令和5年4月1日施行に合わせて規則改正予定
- ◆この制度を活用して頂けるよう、ホームページや市政だよりに加え、区役所とも連携して周知する。